

ウイルス肝炎感染防止対策の啓発普及について

○ウイルス肝炎感染防止対策の啓発普及について

(平成8年1月5日)

(健医感発第1号)

(各都道府県衛生主管部(局)長・各政令市衛生主管部(局)長・各特別区衛生主管部(局)長あて厚生省保健医療局エイズ結核感染症課長 通知)

B型肝炎の医療機関内感染防止については、従来から、「B型肝炎医療機関内感染対策ガイドライン」において、指導をお願いしてきたところでありますが、今般、このガイドラインをもとに、B型肝炎のみならずC型肝炎等ウイルス肝炎全般に関する最新の知見を盛り込んだ「ウイルス肝炎感染対策ガイドライン—医療機関内—」が(財)ウイルス肝炎研究財団において作成され、改訂Ⅲ版として、刊行されました。

最近の新聞報道でも、ウイルス肝炎に関する差別・偏見等について取り上げられ社会的問題となっており、厚生省としても、ウイルス肝炎に関する正しい知識の啓発普及が重要であると考えております。

つきましては、貴職に置かれても医療機関その他貴管下関係機関に対して、上記ガイドラインを配布する等、当ガイドラインを積極的に活用した、正しい知識の啓発普及に努めていただきますようよろしくお願いいたします。